2　総合職試験（裁判所事務官）の第２次試験専門試験（記述式）担当（ただし、憲法は一般職試験（裁判所事務官）の第２次試験専門試験（記述式）を含む。）

憲法

最高裁判所行政局付	和田山弘剛
最高裁判所行政局付	那波　郁香
最高裁判所民事局付	味元厚二郎
最高裁判所民事局付	棚橋　知子
最高裁判所民事局付	奥田　達生
最高裁判所民事局付	高場　大地
最高裁判所刑事局付	水木　　淳
最高裁判所刑事局付	恒光　直樹
最高裁判所総務局付	小野　　健
最高裁判所総務局付	島田壮一郎
大阪地方裁判所判事補	内田　健太
大阪地方裁判所判事補	安藤　巨騎
大阪地方裁判所判事補	中山　裕貴
大阪地方裁判所判事補	高橋あゆみ
大阪地方裁判所判事補	植草　元博
大阪地方裁判所判事補	矢崎　達也
大阪地方裁判所判事補	塚上　公裕
大阪地方裁判所判事補	坂口　和史
大阪地方裁判所判事補	福本　晶奈
大阪地方裁判所判事補	藪﨑　麻衣
大阪地方裁判所判事補	秋田　康博
大阪地方裁判所判事補	伊藤　圭子
大阪地方裁判所判事補	馬場　梨代
大阪地方裁判所判事補	坂本　達也
大阪地方裁判所判事補	久保怜次郎
大阪地方裁判所判事補	稲田　沙織
大阪地方裁判所判事補	乾　　裕美
大阪地方裁判所判事補	小菅　哲聖
大阪地方裁判所判事補	宮崎　　徹
大阪地方裁判所判事補	中島　健太
大阪地方裁判所判事補	番條　雅代
大阪地方裁判所判事補	吉川　　慶
大阪地方裁判所判事補	若林　慶浩

民法

東京大学大学院准教授	加毛　　明

刑法

首都大学東京大学院教授	木村　光江

民事訴訟法

東京大学大学院教授	菱田　雄郷

刑事訴訟法

慶應義塾大学大学院教授	佐藤　隆之

平成28年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員

平成28年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）及び同（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）の試験事務に参画する臨時委員は、次のとおりである。

平成28年４月１日　最高裁判所

1　第１次試験専門試験（記述式）担当

心理学概論、社会心理学

放送大学教授	森　津太子

臨床心理学

筑波大学教授	藤生　英行

社会学概論、社会調査法

大阪大学大学院教授	友枝　敏雄

現代社会論

法政大学教授	佐藤　成基

社会福祉学概論、社会福祉援助技術

大阪府立大学教授	山野　則子

地域福祉論

ルーテル学院大学教授	市川　一宏

教育学概論、教育社会学

東京大学大学院教授	小国　喜弘

教育心理学、教育社会学

東京大学大学院教授	勝野　正章

心理学概論、臨床心理学、社会心理学

社会学概論、現代社会論、社会調査法

社会福祉学概論、社会福祉援助技術

地域福祉論、教育学概論、教育心理学

教育社会学

裁判所職員総合研修所教官	梅澤　美紀
裁判所職員総合研修所教官	大槻　眞人
裁判所職員総合研修所教官	貝原　弓子
裁判所職員総合研修所教官	石塚　丈記
裁判所職員総合研修所教官	石倉慎太郎
裁判所職員総合研修所教官	武田　大助
裁判所職員総合研修所教官	松浦　泰樹
裁判所職員総合研修所教官	益田　浄子
裁判所職員総合研修所教官	竹田　　聡
裁判所職員総合研修所教官	渡部　信吾
裁判所職員総合研修所研究企画官	中儀　昌宏
裁判所職員総合研修所研究企画官付専門官	園田　貴子
裁判所職員総合研修所教官	馬場絵里子
裁判所職員総合研修所教官	松岡利佳子
裁判所職員総合研修所教官	堀田　綾子
裁判所職員総合研修所教官	関根貴和子

憲法

最高裁判所家庭局付	依田　吉人

民法

最高裁判所家庭局付	西岡　慶記

刑法

最高裁判所家庭局付	岡部　　弘

2　第２次試験専門試験（記述式）担当

臨床心理学

徳島文理大学教授	黒澤　良輔
上智大学教授	横山　恭子

発達心理学

明治学院大学教授	金城　　光
白梅学園大学教授	佐久間路子

社会心理学

日本大学教授	岡　　隆
専修大学教授	下斗米　淳

家族社会学

東北大学教授	下夷　美幸
東洋大学教授	西野　理子

社会病理学

京都橘大学教授	高原　正興
筑波大学教授	土井　隆義

社会福祉援助技術

流通科学大学教授	加藤　曜子
関西学院大学教授	前橋　信和

児童福祉論

日本女子大学教授	林　　浩康
関西大学教授	山縣　文治

高齢者福祉論

松山大学教授	中谷　陽明
首都大学東京教授	和気　純子

教育方法学

九州大学大学院教授	田上　　哲
東海学園大学教授	的場　正美

教育心理学

岡山大学大学院教授	山田　剛史
東京大学名誉教授	渡部　　洋

教育社会学

中央大学教授	古賀　正義
お茶の水女子大学大学院教授	浜野　　隆

民法

裁判所職員総合研修所教官	石垣　智子

刑法

裁判所職員総合研修所教官	神野　泰一

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験における最高裁判所の認定に係る受験資格について

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則（平成27年最高裁判所規則第１号）第５条第１項及び平成27年２月12日付け最高裁人任二第233号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則の運用について」記４の定めにおいて読み替えて準用する人事院規則８－18（採用試験）別表第３裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の項⑵のイの規定に基づき、平成27年４月１日付け官報（号外第76号）により告知した最高裁判所の認定に係る受験資格の一部改正について、次のとおり決定した。

平成28年４月１日　最高裁判所

1　３の⑴を次のように改める。

⑴　学校教育法に基づく高等学校の専攻科の課程のうち、同法第58条の２の文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

2　３中⑺を⑻とし、⑷から⑹までを１ずつ繰り下げ、同⑶中「（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第60号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされた職業訓練（専門課程の高度職業訓練に限る。）の訓練課程を含む。以下同じ。）」を削り、同⑶を同⑷とし、同⑵を同⑶とし、同⑴の次に次のように加える。

⑵　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、次に掲げるいずれかの課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者（イに掲げる課程に係るこれらの者にあっては、当該課程への入学が平成29年４月１日前である者に限る。）

ア　学校教育法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たす課程

イ　修業年限が２年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするもの

3　この決定による改正は、平成28年４月１日から効力を生ずる。